

達第9号

道路運送車両の保安基準の緩和認定要領(平成14年7月1日付け達第5号)の一部を改正する達を次のように定める。

令和3年8月18日

北陸信越運輸局長 平井 隆志

道路運送車両の保安基準の緩和認定要領の一部を改正する達

「道路運送車両の保安基準の緩和認定要領」を別添新旧対照表のとおり改める。

○「道路運送車両の保安基準の緩和認定要領」（平成14年7月1日達第5号）の一部改正

令和 3年 8月18日達第 9号  
(傍線の部分は改正部分)

新 旧 対 照 表

改正後	現行
<p>道路運送車両の保安基準の緩和認定要領</p>	<p>道路運送車両の保安基準の緩和認定要領</p>
<p>第1 (略)</p>	<p>第1 (略)</p>
<p>第2 用語 この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）、保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1)～(25) (略) <u>(26)「ダブル連結トラック」とは、通常的大型トラック2台分の貨物の輸送が可能な幹線輸送を行う連結時全長21mを超える自動車の形状がバン（トラクタ）とドリー付バントレーラ又はバンフルトレーラ（バン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。）を含む。）の連結車をいう。</u></p>	<p>第2 用語 この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）、保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1)～(25) (略) <u>新設</u></p>
<p>第3 基準の緩和認定を申請することができる自動車 基準の緩和認定を申請することができる自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。 (1)～(23) (略) <u>(24) ダブル連結トラックを構成する車両であって、保安基準第2条第1項に定める長さ又は高さの基準を超える構造を有する自動車</u> <u>(25) 前各号に掲げるほか、構造又は使用の様態が特殊であることにより、保安基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車</u> 注 第1号は、45フィートコンテナ等を輸送する被けん引自動車は含まない。</p>	<p>第3 基準の緩和認定を申請することができる自動車 基準の緩和認定を申請することができる自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。 (1)～(23) (略) <u>新設</u> <u>(24) 前各号に掲げるほか、構造又は使用の様態が特殊であることにより、保安基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車</u> 注 第1号は、45フィートコンテナ等を輸送する被けん引自動車は含まない。</p>
<p>第4、第5 (略)</p>	<p>第4、第5 (略)</p>
<p>第6 審査 1～5 (略) 6 第3第2号から第6号まで、<u>第11号又は第24号</u>に規定する自動車にあつては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、第11号に規定する自動車にあつては、地方公共交通</p>	<p>第6 審査 1～5 (略) 6 第3第2号から第6号まで<u>又は第11号</u>に規定する自動車にあつては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、第11号に規定する自動車にあつては、地方公共交通会議等によ</p>

<p>会議等により、道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる</p> <p>7 (略)</p>	<p>り、道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。</p> <p>7 (略)</p>
<p>第7 条件、期限及び制限の付与</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 運輸局長は、第3第24号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、「運行経路は、特殊車両通行許可証の経路に限る。」「運行は〇〇〇との連結時に限る。」などの必要な制限を付すものとする。</u></p> <p><u>7 運輸局長は、第19の規定に基づき第3第22号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。</u></p>	<p>第7 条件、期限及び制限の付与</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>6 運輸局長は、第19の規定に基づき第3第22号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。</u></p>
<p>第8～第22 (略)</p>	<p>第8～第22 (略)</p>
<p><u>附 則 (令和 3年 8月18日 達 第 9号)</u></p> <p><u>(適用時期)</u></p> <p><u>本改正規定は、令和 3年 8月18日から施行する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>